

枚方市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 1 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	堤		幸	子
同	大	橋	智	洋

## 第1 公の施設の指定管理者監査及び随時監査の対象

### 1. 枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター

#### (1) 公の施設の指定管理者監査

[対象団体] 公益財団法人枚方体育協会（指定管理者）

[対象事務] 平成29年度、平成30年度における枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの指定管理に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

#### (2) 随時監査

[対象部課] 社会教育部スポーツ振興課

[対象事務] 平成29年度、平成30年度における枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの公益財団法人枚方体育協会による指定管理に係る事務の執行、財務に関する事項、その他

## 第2 監査の期間

平成30年11月1日から平成31年2月28日まで

## 第3 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、事務処理状況はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】 <社会教育部 スポーツ振興課>

#### ○指定管理者による指定管理業務の執行について

日常的に発生する小規模な修繕については、協定書等に基づいて、指定管理者において行われているが、今後も、利用者の安全確保の観点に立った施設の維持管理に努めさせるとともに、老朽化に伴う大規模な施設改修や設備更新については、市においてそれらの実施に向けた取組を的確に進めるよう要望する。

また、使用料の徴収事務においては、冷暖房使用料の算定誤りにより、指定管理者において使用料を過大に請求している事例や、減免金額の転記誤りや減免の対象となった使用の記載漏れ等により、指定管理者から提出された事業報告書の記載内容に不備が生じている事例が見受けられた。

今後は、このような誤りや不備が起きないように、指定管理者に必要な対策を講じさせるとともに、平成31年度からの指定管理者の変更を機に、指定管理者による指定管理業務の的確かつ適正な執行を期すため、定期的に指定管理者の日々の業務執行の確認を実施する等の取組を行うよう要望する。

#### ○指定管理業務のモニタリングと評価及び指定管理に係る事務の執行について

指定管理業務のモニタリングと評価に係る事務の執行において、指定管理者によるセルフモニタリング及び所管課による随時・定期モニタリングの結果が共に適切に行われているとの評価がなされているにもかかわらず、監査委員事務局による現地調査・書類確認において、実際の状況が両者のモニタリングにおける評価とは異なっている事例が見受けられた。

指定管理業務におけるモニタリングは、継続的に公の施設のサービス水準の向上を図る等、市が公の施設の設置者としての責任を果たしていく上で重要な仕組みであり、所管課と指定管理者それぞれが適正に行うことによって、その成果が得られるものである。

今後は、指定管理業務の発注者たる市とその受注者たる指定管理者との関係を認識し、適切なモニタリングが行われるよう要望する。

また、指定管理に係る事務の執行において、使用料の減免については、市の規則・事務決裁規程上、利用者から提出された減免申請書は、指定管理者から所管課に回付され、所管課で減免の決定がなされることとなっているが、当該申請書は所管課に回付されず、所管課における決裁手続が行われていなかった。また、減免規定の適用における所管課と指定管理者との認識の齟齬から、減免対象でない事業が減免されている事例も見受けられた。

今後は、減免の決定に際しては、所定の決裁手続を確実に行う等、適正な事務処理を行うよう要望する。また、市と指定管理者との間における意思疎通が十分に図られるよう、所管課と指定管理者が相互に協議できる体制を整備するとともに、必要に応じて協議内容を文書化する等により、指定管理業務の適正かつ的確な執行に取り組むよう、あわせて要望する。